

第19回東京都震災復興検討会議議事録

平成28年2月12日（金）16時00分～
東京都庁第一本庁舎33階特別会議室S6

■検討会議委員出席者

委員	（公財）市民防災研究所理事	池上 三喜子
委員	横浜市立大学国際総合科学部准教授	石川 永子
委員	首都大学東京都市環境科学研究所准教授	市古 太郎
委員	日本大学理工学部土木工学科准教授	大沢 昌玄
委員	（独）労働政策研究・研修機構主任研究員	小野 晶子
委員	東京大学生産技術研究所 准教授	加藤 孝明
委員	埼玉大学大学院人文社会科学部研究科教授	加藤 秀雄
委員	東京大学大学院情報学環附属 総合防災情報研究センター特任助教	定池 祐季
委員	（一財）日本建築設備・昇降機センター理事長	杉山 義孝
委員（座長）	明治大学大学院政治経済学研究所 危機管理研究センター特任教授	中林 一樹
委員（副座長）	（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構 副理事長兼研究調査本部長	室崎 益輝

■議事

小林情報統括担当課長

では、定刻になりましたので、これより、第19回震災復興検討会議を開催いたします。私は、総合防災部情報統括担当課長の小林と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。本日の出席予定の委員の先生方は11人となっております。大杉先生、淵上先生からは、本日は所用のためにご欠席とのご連絡をいただいております。なお、石川先生、大沢先生、加藤孝明先生につきましては、少し遅れて到着されるとご連絡をいただいております。では、本日ご出席の委員につきまして、資料1の巻末の委員名簿により、あいうえお順になっておりますけれども、ご紹介をいたします。市民防災研究所、池上委員。

池上委員

よろしくお願いたします。

小林情報統括担当課長

首都大学東京、市古委員。

市古委員

よろしく申し上げます。

小林情報統括担当課長

労働政策研究・研修機構、小野委員。

小野委員

よろしくお願ひいたします。

小林情報統括担当課長

埼玉大学、加藤秀雄委員。

加藤（秀）委員

加藤です。よろしくお願ひいたします。

小林情報統括担当課長

東京大学大学院、定池委員。

定池委員

お願ひいたします。

小林情報統括担当課長

日本建築設備・昇降機センター、杉山委員。

杉山委員

よろしくお願ひいたします。

小林情報統括担当課長

明治大学、中林委員。

中林委員

よろしくお願ひいたします。

小林情報統括担当課長

ひょうご震災記念21世紀研究機構、室崎委員。

室崎委員

お願ひいたします。

小林情報統括担当課長

本日は、都側のメンバーも幹事として同席させていただいております。幹事につきましては、資料2巻末の名簿をご参照いただければと思います。なお、本日は傍聴、取材の申し出がございますので、よろしくお願ひいたします。

中林座長

それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴及び取材の希望をする方がございます。会議を公開するというにつき確認をしたいと思ひます。本会議設置要綱第8において、「会議は、公開で行うものとする。ただし、会議での決定により非公開とすることができる。」とされております。本日、特段のご意見がないようであれば、公開として進めていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中林座長

ありがとうございます。それでは、傍聴人及び報道関係者の方のご入場をさせていただきます。途中でまた傍聴者等来られましたら、随時入場していただくことにしたいと思います。では、よろしくお願いします。

(傍聴人等入室)

中林座長

それでは、最初に、田邊危機管理監からご挨拶をお願いしたいと思います。

田邊危機管理監

本日は、ご多忙中のところ、東京都震災復興検討会議のほうにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。昨年10月に開催しました前回の会議で、復興マニュアルの修正素案について様々なご意見等をいただきました。本日は、それらを受けて、各局が検討してまいった内容につきまして、委員会の皆様方にお諮りをしたいというふうに思います。

また、昨年11月に復興プロセス編のほうにつきましては、パブリックコメントをさせていただきました。その意見を踏まえた修正案についても、本日、あわせてお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願いします。平成26年から1年半をかけて検討してまいりました「東京都震災復興マニュアル」の修正も、いよいよ終末段階を迎えたというふうに思っております。今回の修正内容につきまして委員の皆様からご意見を賜るのも、恐らく最後になるのではないかとこのように存じます。どうか忌憚のないご意見をいただきまして、よりよいものにしていききたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日はどうぞよろしくお願いします。

中林座長

ありがとうございました。それでは、これから議事に入りたいと思います。本日の議題でございますが、報告事項が2件と検討事項が1件でございます。では、まず最初に、報告事項の区市町村震災復興標準マニュアルについて、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

小林情報統括担当課長

それでは、資料3、資料4及び机上に置かせていただいております現在の「区市町村震災復興標準マニュアル」をあわせてご覧いただければと思います。この「区市町村震災復興標準マニュアル」は、区市町村でも震災復興マニュアルを作成していただけるよう、ひな形として平成21年3月に作成したものでございます。今回、東京都震災復興マニュアルについて修正した内容の多くが、区市町村業務にも関係があることから、来年度、修正を行いたいということでご報告申し上げるものでございます。また、既に区市で作

成済みの震災復興マニュアルの中には、現在の標準マニュアルには掲載していない新しい事項を掲載されている例もございます。これらの例も参考にしながら、標準マニュアルの充実を図れればと思っております。資料3の下の方に、「検討体制」と記載させていただいておりますけれども、検討に向けまして、都の関係局、区市により構成する特別部会も立ち上げたいと思っております。資料3、2ページ目の「修正スケジュール」をご覧くださいと思います。まずは4月から5月頃までの間、総合防災部において修正素案、たたき台でございますけれども、それを作成した後に、都庁各局ですとか特別部会、また全区市町村に意見照会を行った後、12月頃を目途に検討会議にてご報告させていただいてご助言を賜れればと思っております。以上でご説明を終わります。

中林座長

ありがとうございます。それでは、只今の報告につきまして、皆様からご質問あるいはご意見等ございましたら賜りたいと思っております。どなたかご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

私のほうから確認なんですけど、このスケジュールでいくと、4月以降、次年度に見直しをして、標準マニュアルを年度内に上げる。それから、次々年度に区市に対してマニュアルの改定あるいはマニュアルの新定といいたいでしょうか、まだ持っていない自治体がございますから、そこに新しくつくっていただくようにという申し入れを都からしていく、そんな展開になるということでしょうか。

小林情報統括担当課長

そうですね、目安としてスケジュールを書かせていただいたんですけれども、できましたら、来年度のうちに、年度末近くになりますけれども、一旦、標準マニュアルというものはご説明の場までたどり着ければよいなと思っておりますけれども、そういった場で策定ですとか修正のお願いもできればなと思っております。

中林座長

すみません、もう一点なんですけれども、この検討特別部会というところで実質的な内容の検討等をされるというふうに承ったんですけれども、ここには当事者であるというか区市の方は委員として参加されるのでしょうか、それともされないのでしょうか。

小林情報統括担当課長

委員の方は、今、2区2市ぐらいの方にお入りいただけないかと思っております、区長会ですとか市長会のほうにご相談を始めたいと思っております。

中林座長

それは、マニュアルを既に持たれている区市の方に入っていただくということが基本と考えてよろしいのでしょうか。

小林情報統括担当課長

区部につきましては、もう21区策定済みなので、恐らく策定済みのところにお声かけさせていただいて、2市は市部で策定なさっているのが2市だけなものですから、その

2市にするか、あと1市はこれからというところにするか、ちょっと事務局の方とご相談をしたいと思っています。

中林座長

分かりました。他の委員の方から何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、特にご質問、ご意見ないようですので、検討事項「東京都震災復興マニュアルの修正について」に移らせていただきたいと思います。最初に、復興プロセス編について、事務局より説明をお願いいたします。

小林情報統括担当課長

復興プロセス編につきましては、まず、パブリックコメントの結果についてご報告させていただきますと思います。資料6をご覧ください。昨年11月26日から12月17日までの間、復興プロセス編修正素案への意見募集を行っておりまして、1通4件のご意見をいただいております。これらの4件のご意見の内容と、それらに対する都の考え方ということでご報告させていただきます。

1件目のご意見ですけれども、大規模災害時には多くの帰宅困難者が発生し、民間施設等でも受入対応を行うことになる。この際、ボランティアを依頼した民間施設の側に損害賠償責任が及ぶため、ボランティアとの連携による救援活動の阻害要因となっており、改善の必要があるというご意見でございます。このご意見に対する都の考え方でございますけれども、問題認識は非常に持つておるところでございます。今後とも国に対して早期の法制度見直しを働きかけるなど、ボランティアとの連携を含む民間事業者の取組がさらに進むよう対策を推進してまいりたいと思っております。このような推進はしていきたいと思っておりますけれども、プロセス編に関する修正は、この点についてはなしでということを考えてございます。

続きまして、2件目のご意見でございますけれども、オリンピック・パラリンピックの機会を最大限に活用し、大規模災害時などに都民がボランティア活動に積極的に参加するマインドの形成や仕組みづくりを行うべきであるというご意見でございます。このご意見に対する都の考え方でございますけれども、平成26年12月に策定いたしました東京都長期ビジョンにおきましても、「2020年大会を契機として、都民の社会貢献活動を一層促進」するということを政策目標として掲げております。今後の取組といたしましては、2月に策定を予定しております、2月中にと聞いておりますけれども、「共助社会づくりを進めるための東京都指針」に基づき、具体的な施策を展開してまいります。

続きまして、資料の裏面のほうに進んでいただきまして、3件目のご意見でございますけれども、地域復興協議会の母体となる組織として地域の課題解決や地域の活性化に取り組むエリアマネジメント団体も適しているのではないかと、また、構成員には住民だけでなく、商店や企業も加えることで、取組がより実効性の高いものになるのではないかと、というご意見でございます。

また、4件目につきましては、ご意見ですけれども、エリアマネジメント団体などへ

の平常時の活動を支援することも、発災時の協力体制の形成を促すことにつながるのではないかというご意見でございます。これら3件目、4件目につきましては、ご意見を踏まえまして、復興プロセス編の修正を行えればと考えております。

具体的な修正内容につきましては、資料7をご覧くださいと思います。左側は、ご意見を踏まえた修正の案でございます、右側が、パブコメを実施した当時の原稿となっております。

1枚目、下段のほうに9ページと書いてございますけれども、1枚目をご覧くださいますと、地域復興協議会の結成主体として、「住民」に加えて「事業者等」というのを加えさせていただければと思っております。続きまして、2枚目ですけれども、11ページと書いてある資料でございますが、こちらにつきましては、地域復興協議会の母体となる組織の例示の中に、「エリアマネジメントを実施する法人等」を追加させていただいております。なお、「エリアマネジメント」につきましては、脚注のほうも追加できればと思っております。続きまして、3枚目ですけれども、資料13ページとなっておりますが、平常時から支援を行う対象として、「エリアマネジメントを実施する団体」も追加させていただいております。4枚目以降も同様の趣旨で修正案を掲載してございます。なお、これらを反映した資料は資料8ということでプロセス編一式を机上にお配りしておりますけれども、反映済みの一式が資料8となっております。

続きまして、資料5をご覧くださいと思います。こちらはパブコメに先立って開催いたしました、10月の震災復興検討会議で先生方からプロセス編に関してご提案いただきましたご意見を列挙してございます。こちらにつきましては、災害時都民台帳システムに関することを少し触れてはどうだろうかということですか、あと具体的な修正案も幾つかご提示いただいていたんですけれども、それは今回お示ししております資料8のほうに全て反映させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でご説明を終わります。

中林座長

ありがとうございます。震災復興のプロセス編について、その修正等の説明がございました。只今の内容につきまして、皆様からご意見あるいはご質問を受けたいと思います。どなたかございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。今の赤字以外のところでも、何かお気づきがあればよろしいでしょうかね。それ以外でも何か。

室崎副座長

1ついいですか。とても瑣末な指摘なんですけど、今いただいた資料5の(2)の「修正する P10のとおり、「行政に主導しすぎると」というのは、これは本文を見ますと、「行政が主導しすぎると」ということになっていきますので、資料5のほうが間違っているのではないかと。

小林情報統括担当課長

大変失礼いたしました。「行政が」ということになります。

室崎副座長

ちょっと瑣末なことで申しわけありません。

中林座長

ありがとうございます。このまま印刷しちゃうと正誤表が大変なことになるので、ありがとうございます。

杉山委員

地域復興協議会のところが修正されました。以前も議論があったかなと思って思い出していますが、地域復興協議会のエリアマネジメントを実施する方針等の中に、マンションの管理組合は入っているのでしょうか。どのように整理されたのでしょうか。

小林情報統括担当課長

多分、エリアマネジメントについてお諮りするの、もしかしたら初めてになってしまうかも知れないのですが、都のほうでエリアマネジメントの実施例というようなことで取りまとめている冊子などでは、マンションの管理組合的なものも広い意味での実施主体ということで受け止めておるところでございます。

杉山委員

ということは、地域復興協議会のメンバーにマンションの管理組合もメンバーになり得るという理解でよろしいわけですね。というのは、本来、自治会組織ではないですけれども、地域の状況によれば、実質的にそういう機能を管理組合がやっているところも結構あるわけです。このプロセス編を読むと、管理組合がどういう位置づけになるのかというのがちょっと分からないのです。どこにも「管理組合」という言葉が出てこないんですけども、プロセス編の中に、管理組合もなり得るということをはっきり明記していたほうがいいのかどうかという気がします。というのは、既存の組織で、実際上一番機能しているのは管理組合だと思います。災害時にそういう機能をその管理組合が持つとは理屈上はないのですけれども、実際上はかなりいろいろなことをやるようになると思います。その辺はプロセス編に、管理組合の位置づけを記述されたほうがいいんじゃないかなと思いますけどどうでしょうか、それは。

中林座長

大変重要なお指摘をいただいたかと思いますが、他の委員の方で、今の杉山委員からのご提案について何かございますでしょうか。

室崎副座長

私も杉山委員の意見に賛成するという形で発言させていただきます。内閣府が今、災害対策基本法の改正を受けて、地区防災計画というコミュニティ単位で防災計画をつくって提案していくという取組をしていて、その中には、地区という中にはマンションだけでもいいんだと、マンションが独自で防災計画をつくりなさいということも決めているので、マンションの管理組合が防災のかなり重要な担い手にこれからなっていくというふうに思いますので、少しどこかの説明に、例えば、エリアマネジメントの組織の中

に管理組合を含むと、何かちょっとどこかに頭出ししていたほうが方向性が非常にはっきりすると思うんです。マンションはマンションでしっかりやりなさいというようなメッセージにもつながっていくと思うので、どこかうまく書き込めるところがあればご検討いただければありがたいなというふうに思います。

加藤（孝）委員

多分、3つ並べて、どうせ「など」が入ると思うんですけど、「など」にどれを含めるかというのが僕は非常に重要ななと思っていて、エリアマネジメント組織も、これは多分いろいろな組織のエリアマネジメント組織があって、必ずしも全てが協議会になれるとも思えないと思うんです。数からしても、エリアマネジメント組織のほうが、むしろ少数のような気がするんですね。だから、そういう意味では、仮に2つしか例示しないということであれば、むしろマンションの管理組合のほうが先で、「など」の中にエリアマネジメント組織を入れるのかなという感じもしなくもないんですよ。だから、その辺のバランスは何か適正な形にしたほうがいいかなという気がいたしました。

中林座長

他、よろしいでしょうか。私の個人的な見解を含めてお話しすると、やはり今、加藤委員、それから室崎委員からもサポートがありましたけれども、東京の震災復興マニュアルとしては、区分所有共同住宅、マンションの問題というのは極めて大きな課題になる可能性があります。単独で組合として数百世帯とかそんな大きいのは余りないんですけども、百数十世帯をまとめて再建するか修復するかというようなこと自体がまちづくりとか、復興まちづくりの対象になって、それ自体で、いわば活動支援するようなことも起こり得るといふような状況を見ると、エリアマネジメントの中のマンション管理組合って、加藤委員おっしゃったとおりに少ないと思いますので、タワー型マンションみたいな都心マンションみたいなことになってしまいますので。そうじゃなくて、実際には自治会、町会というようなものの並びとしてあるケースが多いのかなと思うんですね。既存の自治会に少し大きなマンションを建てたときに、既存の自治会に入らないで独立して管理組合と居住者、居住者を中心に自治会みたいなものをつくる。そう言っちゃうと、自治会に入っていますということになるんですが、本当は復興というのは、権利の再生に関わる問題ですので、いわゆる個別賃貸で入っている居住者ではなくて、もともとの管理組合を構成しているメンバーの合意というのが大事になりますから、そういう意味で頭出しとしてマンション管理組合、ですから、例えば13ページ、この図面がついておりますね、各主体における支援のイメージ。今回修正していただいた丸の頭のほうに、「自治会、町会、マンション管理組合、まちづくり協議会や」というので並べていただいておりますが、私もはっきりしていいかなと。つまり、マンションの管理組合の方も当事者意識を持つという意味で頭出ししたほうがいいかなと思いますので、パブコメで出てきてこういうふうな修正をしたという説明でしたけれども、少し頭出しの方向でご検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

杉山委員

行政の方はご存じだと思いますが、区分所有法の中の管理組合の運用指針ですか、今議論されているのは、管理組合がコミュニティサービスをするのか、しないのかというのをその指針の中にどう入れるかと随分、まさに今議論中だと思います。いろいろな団体がパブコメを出していますが一般的な管理組合がコミュニティサービスをするのかどうかというのは、これはちょっと区分所有法上の別途の議論でしっかりそれはしていただいて、ここでいう災害時の震災復興協議会としては、管理組合もそういう、日常的にはコミュニティサービスをしていないかもしれないし、管理組合規約にはそういうことは書いていないかもしれないけれども、非常時にはそういう一翼を担うことも十分認識してもらわなきゃいけないという意味でこれにあったほうがいいんじゃないかなという意味なんです。今、区分所有法の中で非常に大きな議論になっているのは確かですけども、それは通常の管理組合のコミュニティサービスの扱いをどうするかということが議論になっているので、この災害時の場合は別途の考え方で一翼を担うということにしてみたいのではないかなと思います。ちょっと補足です。

中林座長

事務局、どうぞ。

小久保防災対策担当部長

どうもありがとうございます。只今のご議論を踏まえまして、その母体となり得る組織にマンション管理組合という名称を明示していくということで再修正をさせていただきたいと思います。それで、その際に、加藤孝明先生からもございましたように、エリアマネジメントを実施する法人等という扱いをどうするかという点がございまして、これを「など」の中にも含める形であえて例示しないか、あるいはちょっと例示が多くなるけれども、あえて加えるかによりまして若干パブコメへの回答の仕方も少し変わってくる場合がございます、あえて例示をしないほうがよいということであれば、そのようにいたしますし、念のために、エリアマネジメントも最後に加えるということでもよろしかったらそのようにいたしますし、こちら辺、ご教示いただければと思いますが、いかがでございでしょうか。

中林座長

また私の個人的な見解ですけど、いわゆる俗に言われているエリアマネジメントというのは、むしろ業務地域におけるエリアマネジメント、都市再生法の改正等に伴って今盛んに広がってきてはいるんだろうとは思いますが、都市安全確保計画等を通して防災絡みのエリアマネジメントというの、大都市の業務集積地域等で広がりを持ってきている。多分それが一番ある意味では活動している東京都なんかでは母体かなと思います。それ以外にも、もう少し広くタウンマネジメントというような言葉で同じような活動を自主的にされているようなこともあるかと思うんです。でも、それはどっちかというところまちづくり協議会と言いつつ直したほうがいいのかなというような活動もあります。

ので、私、この「など」というのが何に対してなのかというと、このずらずら、町会、自治会、その他ずっときていて、強いて言えば、地域でまちづくり等に関わる活動をしている団体というものが総称があって、その具体的なものとしてイメージとしてこういう町会、自治会、まちづくり協議会、マンション管理組合、エリアマネジメント等を行っている法人というのが例示だと、そんなふうな位置づけなので、私はエリアマネジメントをしている法人というのを例示として書いておいても構わない。要は、逆に「など」の後ろに地域のまちづくり等を目標にして活動しているような団体というようなことがより一般的な団体の形としてある、そういう文章に受け取っていただけるような表現がいいのかなと思うんです。個別に挙げ出すと多分いろいろなものが出てきちゃうと思うんですが、要は、地域を主体的にまちづくりとして平時活動し、また災害復興時にも地域の代表としてその復興まちづくりについて活動を主導していけるような地域団体というイメージではないかなと思うんです。いかがでしょうか。

小久保防災対策担当部長

どうもありがとうございます。今のご指摘を踏まえまして、少し丁寧に例示をしながらも、地域のまちづくりを目指す団体というような総括の仕方を少し検討させていただいて、再修正をさせていただきます。どうもありがとうございました。

中林座長

今のような方向…どうぞ、加藤委員。

加藤（孝）委員

基本形はそれでいいんですけど、多分、これエリアマネジメントって余りぴんとこないというか、分かるような、分からないような言葉で、多分、地方都市におけるエリアマネジメントをやっている組織の内容と、東京でやっているエリアマネジメントの活動内容って多分大分違うような気がしていて、例えば、東京のエリアマネジメント組織というのをイメージしながらこの文章を読むと、具体的に、例えば、あの地域のこういうエリアマネジメント組織が確かに復興協議会に入るんだなというイメージがわけばいいんだけど、何かいまひとつ僕は正直わからない感じでもあるんですね。わけばもちろんいいんですけども。具体的にどこの組織がこの役割をできそうかというのが今ここで共有できていれば、例示として挙げるべきだし、今後の可能性という意味で、今の割と狭義のエリアマネジメント活動から、中林先生が言われるように、まちづくり協議会に匹敵するような、まちを総合的に利害を乗り越えて考えていくというような活動を期待した上で何かエリアマネジメントとここに書くのであれば、それ相応の書き方があるんじゃないかなという気がします。

中林座長

他の委員の方から何かアドバイスはありませんでしょうか。エリアマネジメントという言葉の一般性というのか、逆に言って誤解が生じないかということでもあるわけですね、加藤委員の発言は。だから、広く考えると、商店街がいろいろ活動しているのもエ

リアマネジメントなので、そのある特殊なコンプレックスを持っているような事業者が再開等で出現した新しい組織として地域活動を展開しているというようなイメージだけではない、従来型のそういう自治会の範囲とも違う、あるいはそれを超えて活動しているようなものというのが含まれるという意味で、エリアマネジメントというのを例示で載せる必要があるのかなのかということでは、委員の意見ではあるんですけども、でも、加藤委員は下げろと言っているわけでもないんですよね。

室崎副座長

少しこのプロセス編のエリアマネジメントの注のところに、もう少し具体的にちょっと補足すればイメージがわくので、それとやはり将来の方向としては、多分これから増えてくるので、私は入れておいて、注のところにちょっとイメージができるようなことを書き込んでいただければ、多分誤解がそれで消えるんだと思います。

小野委員

すみません、瑣末なことなんですけど、「エリアマネジメントを実施する法人」と書いてあるんですけど、これは法人ていうのは、法人格を持っているということで書かれているんですか。

小林情報統括担当課長

法人格を持っている団体もあれば、持っていない団体もあるので、主体とかということとちょっとあいまいな言い方になってしまうものですから、代表例ということで「法人」という言い方をさせてもらっています。

小野委員

「団体」とかでもいいんじゃないでしょうか。このパブコメのほうは「団体など」というふうに書かれているので、団体でもいいような気はしますけれども。

中林座長

室崎委員からお話が出たように、本編の58ページのところに用語の一覧があって、上から2つ目が「エリアマネジメント」で、ここの表記を、ちょっとページのやりくりは大変かもしれませんが、もう少しきちんと書くということと、このイメージが本文のほうでうまく伝わっているかということ、ちょっと伝わっていないんだと思うんです。だから、エリアマネジメントという業務があって、それをやっている会社があつてみたいなイメージで捉えられちゃうとちょっと矮小化されてしまいますので、そういうのではなくて、従来の団体と違う形で新しい、ある意味ではまちづくりというような、新しいまちづくりという意味でのエリアマネジメントあるいはタウンマネジメントというようなことを少し言葉で説明していただくことと、法人というのは逆に少し団体の性格の縛りが出てしまうとすると、任意団体とかエリアマネジメントに対してやっている団体でも「協議会」という言葉を使っているところはあるんじゃないかと思うんです。そういう意味では、「エリアマネジメントの活動をしている団体」という表現、今、小野委員からご指摘いただきましたが、それらも含めて、より少し広く。要は、でも、そこで地

域からの支持が得られなければ、実際の復興まちづくりをしていく団体の形、メンバーとしてはかなり難しい状況が生まれますので、いずれにしても、主体になれるということと、主体になる権利があるということとは全然違いますから、こちらはどちらかというと、そのエリアの性格に合わせて、最もその地域に責任を持って議論をできる人たちに集まっていただいて復興まちづくり協議会を構成して主体的に復興について議論をし、計画を検討していただきたいと、そういう趣旨が前提になった表現として少しご検討いただけるといいかなと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、このエリアマネジメントに関連した地域復興協議会への注釈ということについては、少し表現を改めさせていただくということに、改めるというよりも、より簡潔かつ明瞭に、難しい注文ですが、表現を検討するというところにさせていただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

定池委員

2点あるんですけども、まず1点目が、資料7で新旧対照でいただいているものなんですけれども、地域復興協議会の定義の表記について確認をしたいんですけども、まず、資料7の1枚目の9ページというふうにページを振っているところでは、赤線で「住民や事業者等が結成する地域復興協議会」というふうに書いていただいている、その後の1枚めくった11ページと書いてあるところの(2)の一番下のところでは、「被災した住民や」というふうになっていて「被災した」というのがついていて、その後、さらに3枚めくっていただいて、17ページというふうに下に振っているところのQ&Aになっているところの左下、「地域復興協議会」とは何ですか?というところでは、「震災復興する対象となる地域の住民や事業者等が」というふうになっていて、細かいところなんですけれども、「住民」と「被災した住民」と「震災復興する対象となる地域の住民」というのはイコールではないと思うんです。このプロセス編は、都民の方が読むことを念頭に置かれているというものだと思うんですが、被災といったときに、行政の定義する被災と住民の方が読むときの被災という意味合いが大分変わってくると思うんですね、主観的なものとかも入ってくると思うので。ちょっと細かいことなんですけれども、「被災した住民」というふうに言ってしまうと、制度的に、また主観的に被災していない人はここに入れないのかというような誤解を招きかねないかと思います。それで、そう考えると、「被災した住民」というような言い方はもちろん所々使うのはいいのかもしれませんが、この17ページと振っていただいているところのQ&Aのように、「震災復興する対象となる地域の住民」というふうに、エリアを限定してその住民というふうに言っていただいたほうが、漏れなく住民の方対象になりますよというふうに誤解がないようになると思いますので、ちょっと語感の問題なのかもしれませんが、ご検討いただければというふうに思いました。

あともう一つも言ってしまうてもいいでしょうか。

中林座長

はい。

定池委員

あともう一個が、資料5の「復興プロセス編の内容に関することについて」ということで、(3)で観光に関する記載というところ、前回も私、すみません、うるさく言ってしまって修正いただいたんですけども、修正いただいた復興プロセス編の43ページを見ると、観光施策のところ、「観光は、関連する産業のすそ野が広く、地域経済に与える影響も大きい一方、その性質上、安全性や生活基盤の安定が確保されて初めて可能となる産業です。」、その後、「このため、中長期的な観点から、観光復興キャンペーン等の開催などを通じて都市イメージを回復し、観光客等の誘致につなげる」というふうに書いてあるんですけども、この「安全性や生活基盤の安定が確保されて初めて可能となる産業です」というふうに修正いただいたんですが、これも、都民にとっても言えることですし、来街者、観光でいらっしゃる方にとってもどちらにも言えることで、43ページをそのまま読み続けると、「観光復興キャンペーン」というふうに書いているので、これは外から来る人に対してすることなのかなというふうにちょっと主語がわからなくて、読み手の国語力を非常に要するものとなっていて、私もこれは、安全性や生活基盤の安定が確保される対象はどっちなんだろうというふうにちょっと悩んでしまっていて、どちらなのか、両方なのかということをも明記していただけると、より分かりやすいのかなというふうに思いました。すみません、長くなりましたが、以上です。

中林座長

ありがとうございます。2点ということで、1つは、この被災ということ、実際には住民だけじゃなくて事業所の企業の皆さんも重要な主役ですよというパブコメでのご指摘があって、住民と事業者というのを並べたんですが、その形容詞として、今ご指摘があったように、被災した個人と言っちゃうと、ちょっと誤解を生じる。むしろ、多分ここでの認識は、被災地域の中の住民で、被災が軽微でも重くても、あるいは被災が実はなくても、そこで例えば区画整理をやろうという、その方も協力しないとできないというようなまちづくりがあり得るわけですから、被災した住民という、り災証明をもらっていない人はだめよみたいな話は基本的にはないだろうということですね。この点については、事務局のほうはいかがでしょうか。被災地における住民や事業者などという言い方が一つの対案としてはあるのかなと思いつつながら私は伺っていたんですが。

小久保防災対策担当部長

ありがとうございます。先生のおっしゃるように、主観的な表現ということで誤解を招く恐れがありますので、「被災した」というところは改めます。「被災地における」にするか、あるいは「対象地域の」というような形に、何カ所か出てまいりますので、全て網羅的に直したいと思っております。ありがとうございます。

中林座長

それでは、そこはそうのようにさせていただくということでよろしいですね。では、2つ目の産業復興の中の観光のところですが、他に委員の中から今のことについて何かご意見とかございますか。小野委員、何かございますか。よろしいですか。観光はなかなか難しいなというのが私の直感というのか、東京で観光という言い方というのはなかなか難しいなという感じはするんですが。

それでは、事務局で何かご意見なり、あるいは思いなりありましたらお伺いさせていただきますか。

伏見産業政策専門課長

今、委員のご指摘のとおり、これは両方を含めておりまして、来られる方の安全性ももちろんですし、その地域にいらっしゃる方の安全性ももちろんでございますので、ここは確かに表現がもしかして分かりにくいところがあるかもわかりませんので、おっしゃられた内容で、両方の安全性と生活基盤ということで分かるような形で表現を検討させていただきたいというふうに思います。

中林座長

よろしいですか。では、最終的にこれ、先ほどの点を踏まえて修正については、各委員にメールなりでお知らせをして確認をさせていただくということでよろしいですか。では、そういうふうに確認させていただきますので、また何かありましたらお知らせください。

東日本のいわゆる観光というイメージを広げている今の状況というのは、実は必ずしも安全性が確保されているかというところとされていないんですね。防潮堤はまだほとんどできていませんし、そういう意味では、今、被災地を訪れていて、そういう事態が発生すると、ある意味じゃ、無防備の中で命を守らなきゃいけないというようなことが行われているというのも実際の状況ですので、安全性とか生活基盤の安定が大事ですというのは事実ですけれども、それが終わってから観光ですということでも必ずしもないのかなというような認識も多分一方ではあると思いますので、こここのところの表現というのは、それも含めてご検討いただけますか。まだ復興が終わっていないけれども、去年の仙台みたいに国際会議を開いていろいろな国から被災地を訪れて東京の復興を議論するというようなものも、広義にいうと観光になっちゃうんですね、来ている方が、コンベンションというのは。ですから、私はぜひとも被災地で復興をどんどん進めていくところにいっぱいまた来ていただいて、それが東京の復興を後押ししてもらえるような展開になれるといいのかなというふうに思っていますので、というのは私の勝手な思いかな。ちょっと勝手な思いなのかもしれませんが、少しもう一度ご検討いただければと思います。

室崎先生、何かありますか、よろしいですか。

室崎副座長

個人的な意見は産業復興ではとても重要な復興の中でいうと、あえて誤解を恐れずに

言えば、住宅復興よりも産業復興のほうが場合によってはとても重要なんだと思います。そういう意味でいうと、きちっと安全確保をしてから産業ではなくて、安全確保を図りながら、さらに観光、まさにその時点その時点のリスクがあるので、だから、避難誘導とかいろいろなことを加味しながら、堤防はなくても観光はやるような、同時並行的な多分そういう概念が必要だと思う。ただ、当然、安全性はしっかりとしていないと、安全性をほったらかして観光がないのはおっしゃるとおりですけど、そういう意味で、東京でも、観光はとても重要だと思います、上野公園だとかいろいろなこともあるし、全国の人から見たら、東京といたら、僕らからしたら昔、今でもそうですが、半分は東京は観光なんですよ、いろいろな刺激があったり、いろいろな場所があったり、やはり日本の歴史にとっても重要なポイントがあるので、やはりそういう意味でいうとね。これは数行しか書かれていないですから、とても観光のところは重みがあるというふうに受け止めていますので、よろしくをお願いします。

中林座長

ありがとうございます。それでは、そういう方向で少しご検討いただくということで進めたいと思います。他はよろしいでしょうか。

小野委員

すみません、パブリックコメントのほうの資料6の、今回修正は特にしないというご意見の一番上のところのご意見を拝見しまして意見を言わせていただきたいんですけども、まず、このパブリックコメントがこういう意見が出てきたということに非常に衝撃を受けておまして、というのは、ボランティアというものが、そういう活動が成熟してくると出てくる意見なんです。例えば、サンフランシスコとかの大地震のときにボランティアが集まってきたんだけど、要は、何か怪我とかをされては訴訟問題になるので手を出さなというようなことが起こって、ボランティアを差し止めるようなことがあったんです。その後、ちゃんとしたボランティアの保障を整備したものができて、それから大量にボランティアを受け入れられるような体制になったんですけども、ボランティアの活動に関しての先進国では大体ボランティアの保障に関する制度というのがちゃんと整備されています。日本ではまだそういうのがないんですね。ここの一番上の意見は、帰宅困難者が出てきて、それを助けたときに、お願いをした、要は、建物に何かがあったときに訴訟を起こされるかもしれないというような意見で、これは大いにあり得る話だなというのは思っております。1つ考えられるのは、帰宅ですので、会社から帰って来たときの帰宅の経路になるので、労災が使えるかどうかとかそういう問題も出てくるんですね。ですので、この都の考え方として、「国に対して早期の法制度見直しを強く働きかけるなど」と書いてございますが、ぜひこの辺で、国に実際問題どうしたらいいんだということを実際に強く働きかけて、ボランティアの保障問題について、保障制度を今後どうしていくのかということと都のほうから強く本当に働きかけていただいて、ここの部分を改善する、考えるということを進めていただきたいなというふ

うに思っております。以上です。

中林座長

ありがとうございます。今回の表記としては、こういう表現で。

小野委員

そうですね。どこにも入れられないですね。

中林座長

この、「働きかけて研究します」というところは本当にやってくださいと、そういう意味ですか。

小野委員

そういうことです。だから、さらっと流さないで、非常に重要な問題ですので、働きかけていただきたいというふうに思って、議事録に残るように発言しております。

中林座長

これに関係する問題というのは実はいっぱいあるんですね。例えば、今、町会その他地域で一番課題になっている避難行動時要支援者を支援するというときの途中でこけて、その人が大怪我するとか、頑張ったんだけども失敗して避難できなかったとか、そのときに支援した人の責任というのが問われるのかどうか。これは、問われるんではないかと。問われてしまうと、もうにつきもさっちもいなくなってしまうということを含めて、善意での行いに対する責任というのをどこまで行為者が負担をしなければいけないのかということで、まさに今日、淵上先生がおられないからあれですけども、法曹界をあげてやってもらわなきゃいけないところでもあると思いますので、これがないとほんとに共助とこれまで言って成熟してきたんだけど、そのもう一歩先の共助をやろうとすると、必ずぶつかる話だと思うんです。ですから、ぜひ進めていくという方向で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

小久保防災対策担当部長

先生、ありがとうございました。この帰宅困難者を受け入れます一時滞在施設での余震等で発生した施設内の事故の賠償責任を誰がもつかという問題は、実に大きな問題として都でも受け止めてございます。

現状の法制度の下では、民法717条で、やはり施設所有者、管理者が一義的な責任を負うということになってしまっておりまして、本来でございましたら、任意で施設を提供した、善意での行為があだとなって賠償責任の立場に任じるということがあり得るということで、事業者様も一時滞在施設の提供に二の足を踏むというような状況がございます。そういった声を聞いているところでございますので、都といたしましても、これは法の不備ではないだろうかという前提の中で、国と内閣府のほうと分科会を組織いたしまして、月1回以上のペースで本件につきまして、事業者免責の法制度ができるかどうかということの見直し検討を今現在進めているところでございます。

その中で、ボランティアの方というより、今はむしろ施設所有者・管理者を守るとい

うことではございますが、実際の施設運営の中では、ボランティアの方も物を配るとか施設運営のお手伝いをするという事で運営者側にかかわってくるということがございますので、このボランティアの行為も視野に入れて、例えば、国家賠償法のスキームが適用できるかといったようなことを視野に入れるなど鋭意検討しているところでございます。この問題というのは、なかなか復興ということよりは、発災直後の問題ということもございますので、なかなかマニュアルの中に直接文言として反映できませんけれども、十分認識をしているところでございますので、その旨申し添えておきます。よろしくお願いたします。

中林座長

ありがとうございます。それでは、それ以外で。

杉山委員

復興プロセス編の35ページでございますが、下のほうに、応急仮設住宅の写真が2枚入っています。復興プロセス編全体を見ますと、イラストと写真が組み合わさって非常にビジュアルにつくろうという努力がされているのがよく分かりますが、この応急仮設住宅の写真はちょっと余り粗末過ぎるんじゃないかなと思います。特に、左側の小さな写真は何を言っているのかよく分からないですね。応急仮設住宅も阪神・淡路のときは、本当に兵舎のようなものをダーッとかまぼこ板のように作りましたけれども、その後随分と研究なり、阪神・淡路のときの反省がなされて、東日本大震災のときは、例えば入り口を向かい合わせにしてコミュニティがもっときちんとしていようとか、あるいは若干の共用スペースをつくって、たまり場的に話し合いができる、あるいは人が集まってできるような、そういう空間も、いわゆる共用の空間なんかもつくられておりますので、もうちょっと何か写真をいいのに変えられたほうがいいのではないかなと思います。それと、もし写真がいいのがあって、2枚も載せる必要がなければ、応急危険度判定をした場合には、ご承知だと思いますが、緑と黄色と赤のステッカーを貼っていくんですね。緑は大丈夫ですよと、黄色だと注意をしなければいけないし、赤を貼ると、余震で倒壊するおそれがあるので、早く公民館等避難所のほうに行ってくださいということが言われているものなんですけど、できたら、その応急危険度判定のステッカーを少しここに写真を入れられて、その意味を載せられると、よりいいんじゃないかなというように思いましたので、ご検討していただければ結構でございます。

中林座長

その応急仮設住宅ですけれども、37ページのイラストと何が違うかというと、全然人が写ってなくて、えらい寂しいなという感じがあると思うので、そういう意味では、人の写っている写真。これも木造でちゃんとランプを斜路をつけて段差がないようにバリアフリー化しているマンションなんですよ。だから、もうちょっと角度を変えて写真があれば意味が伝わるというようなことも含めて。それから、左側は、東京は土地がない中で、仮設もこんな2階建てにして密度を上げなければいけないんじゃないかという例

示として多分出されているんじゃないかと思うんですが、その辺も少し解説が加わらないと読み取ってもらえないかもしれないということで、これは国交省からお借りしたのを結構ですと返事をするのも大変かもしれませんが、ちょっとご検討いただけますか。それで、この中で応急危険度判定のことは、プロセス編の中ではどこか出てくるんでしょうか。全体の流れの中には調査もの、最初の、つまりり災証明のための被災調査をする前ですよ。一等早い専門家の調査として入るのかな。

杉山委員

いや、住宅復興のところの最初に書いてあるんです。

中林座長

住宅復興のところの最初。

杉山委員

それぞれ都市復興があつて、その次に住宅復興があつて、都市復興のほうは、家屋の被害調査を写真で示されていますので、これはいいと思うのですよね。これは街区ごとに概況調査と1棟ずつ住宅地図の上に×か△かを書いていくやつですから。35ページのほうは、住宅復興プロセスの中に出ているのですが、応急危険度という言葉は出ていますけど、応急危険度って何かなというイメージが多分分からないと思うんです。だから、そういう意味では、3種類の赤、黄、青のステッカーを貼っていくのだよと、その意味が何なのかということが、せっかく35ページの下に空間がありますから、少し入れられたほうがいいんじゃないかなという、そういう意味です。ちなみに、ちょっと横道にそれますが、応急危険度判定は、全く民間のボランティアでできますけれども、このボランティア活動については、きちんと怪我をしたときの賠償保険がついています。これは団体と保険会社との間で約款を交わした保険がきちんとついていますので、そういう仕組みで動いています。そういうのもあるということですね。

中林座長

38ページのフローのところの最初の「二次災害を防ぐために避難」の右側にあるんですね、「応急危険度判定」というのは。復興編としては、先ほどのことと同じで、ちょっとこの先かもしれませんが、これが何かということについての説明ということですので、確かに3種類の紙、こんなのが貼られるんですというのはどこかページがとれば示してあげておくのはいいことかもしれませんね。これは、一番読んでほしいのは都民なんですよ。ちょっとご検討いただけますか。

小林情報統括担当課長

検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

室崎副座長

ボランティア保険も杉山さんの言うとおりで、ボランティア自身が怪我をした分についてはボランティア保険でカバーができるんです、いろいろなところのボランティア。だけど、応急危険度判定で緑を貼っちゃったと、ボランティアで、次の余震で壊れて、

その人が死んだというときに、そのボランティアの判定が間違っただけで損害賠償を起こされたといったときに、それは誰が責任をとるのかというのは、多分まだ解決していないと思いますよね。多分、先ほどの前に出てきたボランティアの話はそうなんです。ボランティアの過失によってほかの人に被害、怪我を…。

中林座長

そういう課題というのは、先ほどの善意があだとなったときの判断、それは瑕疵なのか、瑕疵ではないんだけど、それで犠牲になられた方からは、やはり何らかの保障というようなことが求められるということで、これは本当にいろいろなケースが考えられるわけですが、そこは先ほど小久保部長がおっしゃったように、日本の災害法の中での盲点とか不備の部分なんでしょうね。いろいろなことをやってほしいとお願いすればするほど、そのリスクとか、その課題が大きくなっていく。ちょっとそこまでいけるかどうかわかりませんが、それも含めて、法的な問題は今後検討して今進めている検討の中で展開されるとして、応急危険度判定で貼られるわけですから、それについてもどこか余裕とか場所が紙面がとれれば説明していただく。先ほどの35ページも、これ、右と左に分ければ2つ入らないこともないかなという気はしないでもないですけど、ちょっとご検討ください。

他はいかがでしょうか。

大沢委員

すみません、44ページのところに産業復興について記載されておるんですが、ちょっと確認の意味もあるんですが、ここは明確に「工業・商店街」と明記してある。東京でやはり重要なのは業務で、ここを見ますと、工業であれば、1・2・3次産業の、要は、2次産業的なイメージが非常に強くて、この後、農業ということで1次産業もあるんですが、3次産業については余り明記していない。業務はBCPとは違う計画だからこの計画に位置付けなくていいのか、逆に震災が起こったときに何か東京からそういった、せっかく東京で起業した方々が何かみんな地方に逃げて、それはそれでいいかもしれないんですけど、東京以外に移転してしまうような気もして、今回は工業・商業で、この計画は工業・商業に明記している計画である。それ以外の、例えば業務系を本気でどうにかするかというのは、ほかの計画に書いてあるのか、ここでは扱わないのであれば、扱わないと言っておいたほうがいいのかも思ったりしたんですが。

中林座長

いわゆる1次、2次、3次でいえば、3次をどうするか、東京の最も特徴的な部分とか、東京に不可欠の要素ですよ。ここの中では、オフィスとかそういう言葉がないわけではないし、多分イメージとしては十分あるんですが、言葉で書きちゃって工場とか商店と言っちゃうと、オフィスどうするのという話が逆に見えてくる、そういうことでよろしいですかね。事務局のほうで何かございますか。

小林情報統括担当課長

以前も多分、先生からご指摘いただいたことがあったかと思ひまして…。

伏見産業政策専門課長

一応その内容としては、そこに含まれているというふうに考えております。

小林情報統括担当課長

取組としては、復興の範疇からもちろん外すものじゃないんだけど、フロー図は工業・商業ということで。

伏見産業政策専門課長

そこに限定されているというふうにこの図ではなっておりますが。

中林座長

業種をどういうふうに表現するかということですけども、2次産業としての工場等も大分減ったということかもしれませんが、でも、事業種の数としてはすごく、事業所の数としてはすごくたくさんあって、商工会議所の主要メンバーでもあられるわけですし、そういう意味では、余り言い切りじゃなくて、さっき「など」が問題になったんですけども、いわゆる業務施設ですよ、業務施設として工場もあれば、商店もあれば、そういうオフィスもあるということですので、ちょっとその表現を膨らませるような方向でもう一度このフローを含めて少し見直しをして確認しておいていただくということでもよろしいでしょうか。

伏見産業政策専門課長

はい。表現につきまして検討させていただきます。

中林座長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。他にはよろしいですか。

市古委員

都市復興と仮設住宅について2点ほどあります。いずれもこの復興プロセス編では適切な表現になっているという前提で、来年度以降の、区市町村標準マニュアル見直し、前回の質疑の中で、東京都震災対策条例との整合関係という議論に関連しての意見です。

都市復興に関して、32、33ページの都市復興のプロセスで表現されている「復興まちづくり計画」という用語についてです。これは法律に基づく計画ではない。加藤先生と国交省の委員会でも議論になったのですが、国交省も「復興まちづくり計画」という言葉は使うけど、法令の制度設計まではちょっとまだ間に合っていないところなんです。 「復興まちづくり計画」がしっかり意味を持ってくるために、これは震災復興計画とは異なり、行政計画ではなく、地域と行政と専門家の参加型でつくっていく計画になるかと思ひますが、法律もしくは条例で位置づけていく検討が、場合によっては国に先駆けて、必要になってくるかなという点が1点目です。

次に仮設住宅に関係して、東北でも阪神でも、大規模な仮設住宅団地には集会所が建設されて、いろいろなアクティビティや外部から支援活動がおこなわれます。しかし実は仮設住宅に住んでいない人には使いづらいというか使おうという気持ちがなかなか起

こらない。空間的にも気持ち的にも大きなバリアーがあるのです。プロセス編でいうと時限的市街地の箇所、また暮らしの復興プロセスにも、仮設の福祉サービス提供施設が入っていますが、これが宙ぶらりなんです。言い換えれば仮設住宅団地の集会所や、また他方で中小機構による仮設店舗や仮設作業場といった産業用仮設建築については提供制度があるのですが、生活再建の足掛かりになる建築づくりには適切な制度がない状況にあると思います。これは東京都23区49自治体ほとんどで現在、避難所と呼ばずに、避難拠点とか救援拠点とか、単に家を失った方が寝泊まりする空間ではなく、そこを地域の中での生活再建の足掛かりの場にしていく位置づけがある中、避難所が閉じられてしまうと、そういった生活再建、生活回復の拠点が失われてしまう可能性があるわけですね。そういった地域の中で関係性を育みながら生活を回復していく「生活再建拠点」みたいな機能が、時限的市街地のスキームの中で、小中学校の敷地内ではなくて、地域の中の空き地に埋め込まれたイメージで、もしくは既存の建物をリノベーションして活用するイメージで提案していく必要があるのではないか、と感じました。東日本でもそういった活動が、実際僕がお手伝いしている気仙沼ではうまく機能しているので、生活再建の拠点となるような、運営は地域のNPO等が行う施設設置がの仕掛けというか仕組みづくりが、今後の事前復興の課題だと思います。このマニュアルも受けながら検討いただくとありがたいかなと思いました。以上です。

奥山市街地整備部長

復興まちづくり計画ですが、ご指摘のとおり、まさに具体的に地域と区市町村が一緒につくる、核になる部分ですし、前からやっている都市復興模擬訓練でもこの計画をつくるのが主題になっているぐらいなので、一番重要なところではあります。これを、どの条例にどういうふうに入れるかとなると、まだそこまでの準備はできていませんので、恐らく都市計画素案とかそういうのに結びつくものなのかなという認識はしているんですけども、条例化の適否については検討させていただきたいと思います。

中林座長

その件は、これまでそういう状況だったんですけども、ですから、これまで法定というと、都市計画法に基づく決定というのが法定計画だったんですけども、2013年に大規模災害復興法ができて、都道府県は復興方針を出す、市区町村は復興計画を速やかに作成して公表しなさいと書かれているんです。ですから、これの運用をどういうふうに国が実際にやろうとしているかにもかかるんですけども、これをそのまま文言で受け取ると、これからの復興計画という、いわゆる総合的な計画は、大規模災害だという国が認定すれば、この法律に基づく法定の復興計画ですということになるんじゃないかなと私は思っているんですけども、その辺を少し議論を整理しておかないといけないということでしょうか。だから、復興計画自体が法定になって、法定というよりも、少なくともよって立つ法律ができたわけですね。市区町村が復興計画をつくるに当たっては、大規模災害復興法に基づいて策定した復興計画です。ただ、東京都が復興計画をつくる

ときには、方針が法に基づくんだけど、計画は任意ということでちょっとちぐはぐになっちゃうのかもしれませんが、それと、いわば都市計画みたいな個別法で決めるべき部分というのはダブルでかかってくるようなことになってくると思うんですが、その辺の法律的な枠組みについては、これ、もう少し先ほどの……時限的市街地について、被災地短期借地権という新しい法律ができたことも含めて、新しい復興法、それから大規模災害借地借家特別措置法等をどう運用して、どこまでが法定事業というか法定の取組になるのかということを含めた検討というのが恐らくこの後、来年度以降続ける必要がある、そんな課題が今ご指摘たくさんあったのではないかなと思っているんです、私は。ですから、その辺を少し踏まえて、どこまでプロセス編で書き込んでおくのかというあたりを事務局としてご検討いただければなと思うんですが、よろしいでしょうか。何か。よろしいですか。

これ、復興法に基づく市町村の復興計画についての細かい規定というのはまだないですよ。だから、むしろ、そこはまだないということはこちらはどうするかということをし少し考えて、さっきの、これは内閣府が持っている法律だと思いますから、内閣府に対してですけど、どこまでが法定かというあたりの話というのはしていかなきゃいけないだろうと思います。すみません、そんなような方向で少し検討させていただくということでよろしいですかね。

予定の時間を大分増えています…。いいですよ、どうぞ。これ、今日議論しておかないと議論の場はありませんので。

加藤（孝）委員

大きく4つあるんですけど、1つ目は、先ほどの確認で、大沢先生が言われた業務機能をどうするんだというお話なんですけど、これはイメージとしては、例えば、神田あたりが大きく被災をして、旧耐震の零細オフィスが入っているビルがことごとく倒れちゃった。次にオフィスを構えようとしても、なかなか高いところしかないといったような状況に対してどういう支援ができるかという部分が抜け落ちているのかというふうに僕は読み取ったんですけど、そんなんでいいですか。

大沢委員

それもございます。それもありますし、東京から全部逃げて地方に行っちゃって、地方は大喜びかもしれませんが。

加藤（孝）委員

だから、大丸有に入っているような大きなオフィスが大阪に行っちゃうみたいな。

大沢委員

と、それから、中小企業が、都市政策としてはいいかもしれないんですけど、東京から違うところに行く、東京23区以外に出て行く、それもいいのかということも含めて業務のことについても本気で考えるべきじゃないか。特にここ数年で要は、起業家の方々が出てきて、共通のオフィスを設けているので、ちょっと職業形態も大分変わってきて

いますので、そういった点も踏まえたほうがいいんじゃないかなという時期かなと思っている次第です。

加藤（孝）委員

空間の確保と機能確保とセットで何らかの準備が必要だというご指摘でいいですよ。

大沢委員

はい。

加藤（孝）委員

分かりました。2点目が、これ簡単なところなんですけど、冒頭のほうに被害想定を表が2ページにあるんですが、これは、中林先生なんかとは防災会議のときに議論したんですけど、過去の震災は6,402人と最後の1桁まであっていいんですけど、被害想定の方は、こんなに有効桁数がないので、総合防災部の被害想定報告書の概要版も、数字をかなり丸めて書いていると思うんですよ。これはむしろ丸めて書いたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんで、ぜひそうしていただけるといいかなと。約何人みたいな、多分そうなっていると思います、本編のほうは。本編のほうは細かく書いてあるかもしれないんですが、多分表に出るほうは全部「約」と入っていたというふうに僕は記憶しているんですけど。

小林情報統括担当課長

ちょっと確認させていただきます。ありがとうございます。

加藤（孝）委員

次が、これ、10月19日、僕欠席したんですが、他の委員の先生も指摘されているんですけど、復興ランドデザイン、28ページにあります。これ、前回の議事録を見ると、議事録の2ページかな、どこだろう、どこにあったような気がしたんですけど、追い追いついて見直してはいくというふうに書かれて、4ページだ。資料5の4ページの上から2つ目、「震災復興ランドデザイン。これを改めたほうが良いのではないか。」と書いてあって、「現在検討中である「都市づくりのランドデザイン」に復興時の都市づくりの内容を組み入れることを検討していきたい。」と書いてあるんですよ。今検討している、この復興プロセス編というのは、当面これが生きていくわけなので、やはりいかにも平成13年につくったランドデザインがありますよと堂々と見せていると、何かちょっと不思議な感じがするので、どこかに上手な表現で、近々に見直しますみたいな、何かそういうニュアンスを入れておいたほうが冊子として格好いいかなという気がいたしました。

奥山市街地整備部長

復興ランドデザインは、今検討しているのは都市づくりランドデザインですね、これに組み込む形で、意味合いとしては当然ながら継承するんですけども、組み込む方向でやっています。おっしゃるとおり、時点の違いといいますかそれがありますので、表記の仕方は考えさせていただきたいと思います。

加藤（孝）委員

そうですね。

奥山市街地整備部長

何と言いましょうか、復興プロセス編あるいは施策編ができるときには、まだグランドデザインができ上がっていないということ、その意味合いですよ。

加藤（孝）委員

そうです。

奥山市街地整備部長

ちょっとその辺は検討させていただきたい。

加藤（孝）委員

もう次、新しいのが来るから、それを待つてねというぐらいの、そんなニュアンスが感じられるような表現のほうがいいかなと。

奥山市街地整備部長

はい。

加藤（孝）委員

あと、35ページの住宅復興のところについては、とても上手に表現されていると思いつつ、若干ニュアンスを修正した方がよいと思われます。応急仮設住宅は、自力での住宅再建が難しい、資力の乏しい方を救済するという基本的な側面と、一方で、復興まちづくりの起点という両方の側面があります。冒頭のところに、「自力による復興を基本として、まちづくりと連携しながら」と書いてあるので、両方含まれており、かつ、今のところの第1行目で、「自力で速やかに住宅を確保することができない被災者」と書いてあるので、基本それでいいのかなと思います。下の写真も、資力の乏しい方向けに救済的に作られたという印象なので、これはこれでいいのかなという気もしつつ、一方で、ここ数回の災害を経て、一般の都民感覚でいくと、日本国民感覚でいくと、希望すれば応急仮設住宅をみんなもらえるんだというニュアンスが強くなっているような気がしています。なので、復興まちづくりを本格的にやらなければいけないところについては、復興まちづくりの起点として応急仮設住宅を位置づける必要があります。先ほど委員の方が言われたように、工夫された生活空間としての仮設住宅団地をつくっていくんだ、あるいは時限的市街地をつくっていくんだという方針に多分になると思われます。一方で、単に被災しただけという場合は、基本は自力での住宅再建が難しい方への救済措置ですよ、という思想で応急仮設住宅をつくっていくんだというメリハリ感のあるニュアンスが伝わる表現であるといいなという感想です。あくまでも感想です。

また関連して、民間賃貸住宅の借り上げの位置づけについて、東京の場合どうあるべきなんでしょうか。つまり、民間賃貸住宅の借り上げを、自力での住宅再建が難しい方への救済措置という意味での応急仮設住宅を施策の柱にした場合、それが自力による住宅確保を阻害しそうな気がします。神戸のときどうだったのか、私は正確には把握して

いませんが、賃貸住宅の需要がそれ相応に高まると思われれます。東京の場合、賃貸層が結構多いので、神戸以上に相当高くなると思います。かつ、賃貸住宅も相当壊れると思うので、さらに賃貸住宅が足りなくなるような気がします。多分、賃貸層はそのまま賃貸層に移るわけですので。だから、今の段階で民間賃貸住宅の借上げを余りにも積極的に位置づけないほうがいいのではないかと思います。これも感想です。特別な裏付けがあるわけじゃないので、そういう印象を持っていますというコメントです。以上です。

加藤（秀）委員

44ページなんですけれども、先ほど来、お二人の先生から、産業の復興のプロセスの図について、ご質問等がありましたが、このままだと事務局のほうもお困りになるだろうということで申し上げます。図には、工場、商店街というように、分かりやすくお書きになられていますが、工業と商業などの産業すべてを指していると思います。提案内容としては、商店街を商業に変えるといろいろな事業所も含まれるのではないかということです。ただし、図の中では、「工業」、「商業」では分かりにくいので工業を工場に、そして店舗というふうにかかれていたかと思えます。図の中で書かれるときには、工場、店舗に「事業所」を入れられると、各種の事業所も入ってくるかと思えます。決して工場と商店だけではないということがはっきり言えるのかと思えますので、検討していただければと思います。

中林座長

加藤委員から3点4点ご指摘ありましたが、事務局のほうでよろしいですか。ちょっとみなし仮設とか借上げ仮設というのをどこまでどう書くか。逆に言うと、ちょっと書かれていないんですね。

室崎副座長

加藤先生も言われたように、非常にここ住宅再建とか上手に書いてあります、自力というものが基本なんだと、どうしても自力でできない人に対して、やむを得ず仮設住宅を提供するという、そういう基本はちゃんと打ち出されている。そのときに、借上げまで仮設を供給するというのは、東北でやむを得ずそれをやったんですけれども、私は、借上げるんだったら最初から公営住宅にしたほうがいいと思います。それは選択肢ですよ。だから、要するに、仮設にしてしまうと、今のルールだと、ずっと家賃はただで、だけど、貸主との関係でいうと、何かそこは対応せざるを得ないようなところになってくるので、これは今後の検討課題なので、余り借上げの仮設と書いてしまうと、書いてあるから、それをやれということになるので、選択としては残しておきながら、要するに、首都直下なんかの場合は、どうしても既存のストックを活用せざるを得ないので、それは避けて通れないんですが、全部仮設で、幾ら数を少なくしてもつくらざるを得ない。では、それはマンションを借上げて、借上げのみなし仮設にするのかというと、それはやはり検討したほうがいいように思うので、余り細かく書き込まないほうが私はいいように思う。将来の可能性を残して、そういうのを検討課題にしてお

いたほうがいいというふうに、ちょっと気持ち的にですが固定されてしまうので、私なんかはもっと極端に言ったら、仮設はやめてすぐに公営住宅に入ったほうがいいというような理論です。仮設なんかもつくっていると、それだけ何回もつくっては壊してはもったいないので、公営住宅が恒久住宅できる間どうやって辛抱するかというところは考えないといけないですし、公営住宅にやるということになると、やはり自力再建で、だから、生活再建者の300万でさらに300万を積んででも、自力再建のほうにみんな誘導していったほうが多分一番進む。自力再建の中であいているマンションをちゃんと不動産屋と民家でちゃんとやりなさいというほうが本当はきれいと思うんですよ。そこに行政が入ってやると、とても東北のような混乱が起きる。その辺は今後の検討課題なので書き切れないと思いますので、なるべくそこは余りはつきり書き込まないほうがいいんじゃないか。本当に困った人に、ちゃんと仮設住宅を提供するように努力しますということぐらいでいいんじゃないか。私の主観が相当入っているんですけど、加藤先生の言う趣旨はよく分かります。

中林座長

分かりましたというか、そうですね。35ページのア、イのところの括弧の中に、「応急仮設住宅等」というところに、2つ目が民間賃貸住宅の借り上げというのがあるって、いわば、「仮設住宅等」というところで、いわゆる仮の住まい、住宅の確保という問題は流しておくではなくて、表現しておく。多分、これも首都直下が少し特殊であるということと同時に、大規模災害借地借家特別措置法で設定された、被災地短期借地権5年間借りるというのを積極的に活用していこうという前提に立つと、いわゆる従来の応急仮設住宅はこういううちという枠を踏み出すんですよ。借り上げでこういう家を増やすということになるんでしょうけれども、おっしゃるように、さっき室崎先生からのご発言があったように、民間の住宅を借り上げてしまう。東日本の仙台で何が困ったかって、あのときに、新しい住宅の空きが全くななくなっちゃったんですよ。だから、復興その他も含めて、学生さんも含めて、新しく地域へ入る人が家がないという状況に陥ってしまったということで、東京でそういう状況をつくってしまうと、本当に東京が身動きとれなくなってしまうということも含めると、余り空いているからどンドンという話ではない。むしろ、地域のそういう土地を借り上げて、必要があれば、事業所もその他も含めた時限的市街地という発想での復興プロセスを東京都は打ち出していくというふうに考えると、これまでの前例の取組になるわけですけども、そこら辺を少し積極的にアピールするという方向でいいのではないかというふうにも思います。ですから、ちょっとそこも今日のご意見を踏まえて表現なりをチェックしていただくということで進めていければと思いますが、よろしいでしょうか。

加藤住宅政策担当部長

いろいろご指摘ありがとうございます。仮設住宅につきまして、ご指摘の表現を再度検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

中林座長

大体よろしいでしょうか。大分時間が迫ってきているというか、あと30分なんですけれども、もう一点実はございまして、只今のが復興プロセス編についてのご説明があり、それに対するご意見をいただきました。

もう一つが、復興施策編について、今回の修正についての説明をしていただいて、その後、少しご意見等を承れればと思います。それでは、復興施策編について、ご説明をお願いしますか。

小林情報統括担当課長

では、資料5をご覧くださいと思います。9月、10月、2回にわたって先生方からご意見いただきました内容の反映状況を中心にご説明させていただければと思います。資料5の2ページなんですけれども、1-1(1)ということで、復興全般、各分野にまたがるお話かと思うんですけれども、9月の検討状況報告会におきまして、応急仮設住宅支援員の活用についてご意見をいただいていたと思います。この応急仮設住宅支援員といいますのは、東日本大震災の際、市町村などが、国の緊急雇用創出基金事業を活用して被災求職者を雇用して、応急仮設住宅で常駐・巡回による見守りなどに従事してもらったという両面からの施策ということになります。この事業につきましては、住宅、福祉、雇用の各分野に関係してまいりますので、各章の関係箇所にも、東日本大震災での事例も参考にしながら取組を進める旨、記載をいたしております。なお、ファイルで資料10というのを置かせていただいておりますけれども、そちらの巻末の付属資料ということで掲載いたしております。49ページのあたりに東日本大震災での各区市町村での事業例も記載しております。なお、この事業につきましては、市町村が主体になることも多いというふう聞いておりますので、来年度、区市町村震災復興標準マニュアルの検討を通じて検討を続行してまいりたいと思っております。

その他、資料5のほうをご覧くださいますと、人的資源の確保のことですとか、職員の勤務シフトですとかメンタルヘルスのこと、あと被災者の相談体制の確保に関することについてご意見いただきましたけれども、こちらのご意見を踏まえまして修正をいたしております。

その他、第1章の関係でいいますと、資料の2ページ、3ページのあたりなんですけれども、復興アセスメントの考え方をきちんと踏まえていくべきであるですとか、あと、先ほど市古先生からも、震災対策条例との関係についてご指摘がございましたけれども、時限的市街地に関してコミュニティレベルでの連絡台帳が必要なのではないかと、人材育成、復興本部訓練についてもご意見いただきましたけれども、これらにつきましては、今回の復興施策編の修正に間に合っておらないんですけれども、今後時間をかけて検討してまいりたいと思っております。

あわせて、資料9をご覧くださいと思います。先生方からのご意見以外の修正点ということも含めて、こちらの資料9のほうには列挙しているんですけれども、1ペー

ジ目をご覧くださいますと、項番1ということで記載してございますけれども、先生からも前にご指摘いただいたこともございましたが、応急危険度判定ですとか被災宅地危険度判定ですとか家屋概況調査ですとか、もろもろの調査についてかなり実施主体ですとか判定員等異なってくる部分もございますので、一覧表ということで、資料10の1-2-2あたりなんですけれども、1表を掲載することといたしました。

あと、資料9の2ページ目の項番3というところをご覧くださいますと、被災宅地の危険度判定なんですけれども、これまで建物のほうの応急危険度判定のみを掲載いたしておりまして、被災宅地の危険度判定が漏れておりましたので、今回新たに項目を入れさせていただきます。

あわせて、資料の5ページのほうに進んでいただきまして、第4章、あと6ページの第5章のあたりですけれども、4章、5章につきましても、先ほどご説明いたしました応急仮設支援員に関する記述のほか、防疫活動ですとか産業の被害復旧状況に関して修文をいたしておりますので、あわせてご報告させていただきます。

以上で、全体的な部分と1章、4章、5章のご説明とさせていただきます。

中林座長

復興施策編、これからの課題も幾つかあるわけですがけれども、前回の会議での意見を受けて、今説明いただきましたような修正をしておきたいということかと思いますが、何かご意見とかご質問ございますか。

小林情報統括担当課長

2章、3章の修正事項は、続けさせていただいたほうがよろしゅうございますか。

中林座長

はい。じゃ、そうしてください。

小林情報統括担当課長

では、すみません、よろしく申し上げます。

菊地企画課長代理

すみません、都市整備局市街地整備部、村上課長は途中で所用のため退席いたしましたので、私、菊地がかわりに説明いたします。第2章の都市の復興の修正についてご説明いたします。資料5の10月19日の主な意見と対応の4ページをご覧ください。都市の復興に関しては2点ございます。

1つ目が、災害時における環境アセスメントの手続ということで、東日本大震災では、復興事業に関しまして、環境影響評価法の適用除外や、建築制限期間の延長などの特例措置が講じられています。そのため、施策編の第2章のところ、2-3-82で関連する法律を追記し、必要に応じて特例措置を活用しながら、迅速に復興事業を進めることとしております。

2つ目が、震災復興グランドデザイン、先ほど、加藤孝明先生からご意見いただいたところではあるんですけれども、このグランドデザインについては、策定から時間が10

年以上経っているというところで、都市づくりの将来像にも変化が生じてきているというのはご指摘のとおりでございます。一方で、震災時の復興の際には、短期間でなし遂げるための制度や手法などに違いはあるものの、平常時でも震災時も都市づくりの目指す将来像は同じということであるので、現在策定検討中である都市づくりのグランドデザインに復興時の都市づくりの内容を組み入れることを検討していきたいというふうに考えております。なお、都市の復興としては、これ以外にも、先ほど1章のほうの説明にもあったんですけども、被害調査作業の効率化とか、あと復興交付金特例措置の活用について、継続して検討すべき事項として認識していますので、引き続き検討を続けていきたいと思っております。

続きまして、資料9、復興施策編の主な修正点についての3ページをご覧ください。前回の会議からの主な修正点としては3つございます。項番1が、家屋被害状況調査ということで、家屋損壊判定基準例に基づく参考事例ということが載っていたんですが、これを削除して、そのかわりに平成25年6月に内閣府が定めた災害に係る住家の被害認定基準運用指針を抜粋で記載しております。項番2、第二次建築制限についてです。これは、被災市街地復興特別措置法第7条1項、これは地方分権の権限委譲の関係でちょっと改正されました、それに基づいて市の区域内は市長が許可することになったので、市における建築許可を知事から市長に修正しております。項番3、次のページなんですけれども、これは先ほどの説明と同じになりますけれども、津波による甚大な被害で建築制限期間の延長とか環境アセスメント適用除外などの措置が行われたということで、それらに関することを追記しております。2章の説明は以上でございます。

小久保企画担当課長

続きまして、第3章、住宅の復興に関することにつきまして、資料5と資料9を用いましてご説明させていただきます。主に資料5をご覧ください。

まず、(1) 応急仮設住宅のレイアウトですとか間取りを事前に検討すべきではないかということにつきましては、第3章の本文、19ページ、29ページの「震災前の行動」のところに、住棟配置や間取り等について検討する旨を記載しております。資料9の項番2に当たります。

続きまして、(2) 震災後の個別の住宅の補修や補強など、復興した住宅をどうしていくかについて記述が不足しているのではないかということにつきましても、第3章の55ページのところに、震災前の行動のところですが、関係団体と連携して検討する旨を追加しております。資料9の項番4に当たります。

続きまして、(3) 居住支援協議会は、内容が分かりにくいというご指摘につきましては、第3章の58ページのところに、居住支援協議会に関する説明の記述を追加しております。資料9の項番5に当たります。

続きまして、(4) 公的住宅を中心とした復興住宅の位置づけについて、払い下げを前提にした東京らしい公的住宅の復興の位置づけを長期的課題として検討してほしいとい

うことですが、当初案のままとし、長期的な検討としてご意見として受け止めさせていただければというふうに考えております。

続きまして、(5) 地域型仮設住宅という言葉があり、地域優先入居について区や市の現場でも検討しているということで、何か記述が欲しいということですが、地域型仮設住宅についての記載は現状のものにもございますが、当初案のままということにさせていただければと思います。地域型仮設住宅については、区や市との意見交換等を踏まえて検討していく課題であり、ご意見として受け止めたいということで、この間、区市の代表等を通じて地域型仮設住宅について、区市の検討状況を確認してまいりましたが、具体的な検討に至っているところがございませんでした。地域型仮設住宅につきましては、都市の復興の分野でも関係するテーマであり、今後とも区市と連携を図りながら継続して検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、(6) 公平性を担保しつつ、相互扶助関係を維持した住宅の供給というのは非常に難しい。具体的な募集の仕方など、事前にパターンをつくって検討しておくのはいかがでしょうかということですが、こちらにつきましては、東京のような都市部の場合ですと、直接型の恒久仮設住宅とあわせて今後は民間賃貸住宅の借上げによる供給が多くなっていくということが予想される中で、民間賃貸住宅については、1つの箇所にとまめて供給することができないという中で、公平性の問題と相互扶助の関係性につきましてはかなり難しい問題ということで、長期的な検討をしていく課題ということでご意見として受け止めさせていただければというふうに考えております。

続きまして、建設仮設住宅について、選定基準、入居基準を都が決めて、区市町村が行うということで、区市町村が実情に合わせた基準を決められるよう、運用を柔軟にできるようにしておくのではないかということですが、区市町村が基準に基づき選定をするという形にはなっておるんですが、その内容につきましては当初案のままということで、区市との意見交換等を踏まえて検討していく課題ということで、ご意見として受け止めさせていただければというふうに考えております。

最後、民間の借上げ仮設住宅についてでございますが、実際には、被災者自身が借りた民間住宅も借上げ仮設住宅になると思われるので、その点を検討してほしいということですが、制度的には、ご指摘のとおり、被災者自ら探す方式も制度的には位置づけられておるんですが、高齢者などの住宅確保に配慮を要する被災者につきましては、自ら住宅を探すことが困難であるという考えのもと、マニュアル上では、都が不動産関係団体から送付されてくる物件情報に基づきマッチングする方式を原則として記載させていただいておるところでございますが、被災者自らが探す方式については、今後の検討課題ということにさせていただければというふうに考えております。以上です。

中林座長

以上でよろしいんですかね。それぞれの章ごとにまとめて、担当のほうから説明をいただきました。只今の説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ございますでしょうか

か。

室崎副座長

少し全体的な感想というかコメントなんですけど、まさにこういう巨大な首都直下だとか巨大な大災害が起きたときというのは、ある意味で、いろいろな意味で前例がないことがどんどん起きてくるし、かつ、東日本大震災の復興のプロセスはまだ十分検証がされてなくて、やはり今までの方法で本当にいいのかどうかというのは、多分、日々僕は考え方が変わってきていると、新しい提案がどんどん出ていくし、場合によっては、国の制度もどんどん変わっていくように思うんですね。まさに進行形だというふうに思いますので、だから、この答えは、日々…だから、これで一旦今回改定をしたら、あと10年間改定しないということではなくて、必要に応じて順次改定していくんだという、非常にフレキシブルな、どんどん進化していくので、それに応じて見直しを今後とも引き続きやっていくんだと。とりあえず現状はこの考え方でいきますよというぐらいのスタンスをとっていただいたほうがよくて、これをフィックスしますと言われると、また議論し出すと、多分結論が出ないことはたくさんあるように思うんですね。まだまだ本当に分かっていない、東日本をみても、本当にこんなやり方でいいのかということがあるので、むしろそこは柔軟に必要なに応じて適宜、当然改定をしていくというか、新しい知見や考え方が出てくれば、それはどんどん反映させていくというスタンスを多分とっていただいていると思うんですけど、まさにそういうものだという理解でいいんじゃないか。特にこちらの行政のほうの対応は、フレキシブルに対応できると思いますので、柔軟に適宜見直ししていただければありがたい。以上です。

中林座長

よくPDCAというんですが、Dというのは余りこれはないので、東京都が毎年進めている復興訓練等を通してチェックしてアクションをかけかえする。それを毎年、復興訓練をやっていますから、それを踏まえながら小刻みにというか、きめ細かく見直しをしておく、そういうようなご指摘をいただいたかと思しますので、どこに書くか、今までに書いていないと思しますので、どこかに書くようなことができるのかどうか、序章というようなあたりに、先ほどのランドデザインのことも含めて、今後へ向けて、いわば進行形の見直しであるということ、新しい法律ができて、それをどう運用するのかもまだ定まっていないわけですから、むしろ検討を通して東京都はこういうふうに使っていきたいというようなことをむしろ国に対しても申し上げていくというようなスタンスでの取組。恐らく実際に災害が起きてしまった後も、どんどん少子高齢化の時代に踏みついていくということになると、最初に聞いた意見のとおりつくってしまうのではなく、きめ細かく被災者とのコミュニケーション、被災地の状況をモニタリングをしっかりとしながら、室崎委員がおっしゃったように、まさにずっと進行形で復興していくというような、そういう新しい取組、一回決めた計画は何が何でもやる時代から、一回決めた計画をいかにきめ細かく見直しながら仕上げていくかという時代に入ったんだという

ことだと思しますので、そのあたりを少しポリシーとしてというか、東京都の復興のいわばスタンスとして少しきちんと書き込めるところがあるのであれば、ちょっとそれをご検討いただくということをお願いしてよろしいでしょうか。姿勢ですね。

他にはいかがでしょうか。

大沢委員

先ほど都市の復興のところで、アセスのことについてご配慮いただきありがとうございます。そこで、法との整理は分かったんですが、条例との整理というのは、例えば、東京都下で実施する区画整理の場合、法律ですと75ヘクタール以上なので、面積要件に恐らくかかることは余りないと思うんですが、逆に言うと、都さんの場合ですと、環境のアセスの条例のほうで、もっと小さい面積基準になっていて、そちらが引かかる可能性もあったりして、宮城でもその議論を大分したことがあるんですけども、法との整理はどうか今回、分かったんですが、条例との整理というのは何かつけていたりはされるのでしょうか。

菊地企画課長代理

東日本では、こういう特例が使われましたよということだけでして、条例の整理についてはまだ検討していなかったところもありますので、チェックした上で記述なり今後の課題にするなりさせていただきたいと思います。

中林座長

他にはいかがでしょうか。

それでは、時間がそろそろ迫っておりますので、もし、この場でなければ、この場での審議といたしましよか意見交換は以上にさせていただくとして、今日も貴重なご意見をたくさんいただきました。とりあえずとは言いつつ、できるだけきちんとした形での改正をしておいたほうが、その次のステップも見えてくるということだと思しますので、今日のご意見を踏まえて事務局のほう、年度末で時間ありませんけれども、ぜひとも少し精査していただいて最終修正していただき、それを委員の皆様には何らかの形でお届けして最終的な確認をさせていただく。それから、もし今日ご意見・発言がなかったんですけども、言い忘れを含めて、こんなことというのがもしありましたら、それもこの際メールかファクスで来週前半ぐらいですかね、来週の水曜日ぐらいまでに出していただくというようなことで、それも踏まえて最終的な修正整理をさせていただくということでもよろしいでしょうか。事務局、大丈夫でしょうか。

加藤（孝）委員

言い忘れ、思い出しちゃった。今回、全体の見直しがされたということなのですが、恐らく東京都の方も、僕たちも含めて、この辺ちょっと弱いなというのが多分あると思うんですね。この辺、課題だなというのが多分あると思うので、それを何かきちんと僕は明示しておいたほうがいいのかというふうに思うんですね。多分、今回見直しで全部見直すと、今回の議論で、あそこもうちょっと議論が必要だと言っているような部

分が、逆に消えちゃうような気がするので、あえてきちんとここで次の課題を明記しておくことが非常に重要ではないかなと思います。

中林座長

今の点はすごく重要な点で、どこに書くかという、私は施策編の一番最後に、今後へ向けての課題というのをそれぞれ、都市ではこういう、住宅ではこういう、全体としてこういうというようなことで少し整理しておいていただく。なぜかという、これは実は公表するものではないんですね。しかし、マニュアル、プロセス編のほうは都民に知っていただくために公表が前提ということになります。ですから、むしろ、この施策の課題として東京都がしっかりと受け止めて、今後検討していく課題、先ほど来ありましたけれども、それをきちんとまとめて一番後ろに今後へ向けてというようなことを書き込んでおいていただくことが大事な点。最初のほうには、随時見直しなさいということを書いてくださって、最後には、見直しに当たって今後詰めなければいけない課題とか法律の運用の問題もありますし、その他、今日出た意見を含めて、とりあえず今回は修正しませんという意見がかなりあるわけですが、それはとりあえずであれば、まさにそれを今後どうするかを決めていくというようなことですので、むしろそれをきちんと整理しておいていただくことが次に役立っていく、つないでいけるというふうに思います。人事異動その他があっても、これにそういうことが残されていけばつながっていくと思いますので、ぜひとも、これは行政の資料であるという性格ですから、きっちりとそれを引き継いでいけるように、ぜひまとめをお願いしたいなと思います。よろしいでしょうか。

それでは、とりあえず今日予定しておりましたことについては以上かと思いますが、最後に、事務局より、取りまとめとしては今日の復興検討会議が最後になるかと思しますので、事務局のほうにお預けします。何かご発言等あれば、よろしくお願いたします。

小久保防災対策担当部長

本当に長時間にわたりまして、また、一昨年から長期間にわたりまして大変熱心なご議論を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。今日もいただいたご意見については、もう一度我々でも再検討して、またお諮りをした上で確定をさせたいというふうに思います。また、最後に先生からも、今回の修正の中で、なかなか盛り込めなかった部分、特に議論の中で頂戴したのは、一般的なマニュアルにとどまってしまって、首都東京の特性であるとか、都民の行動特性であるとか、東京ならではの部分について掘り下げることができなかったということが今回の修正に向けた大きな課題ではないかというふうに思っております。こういった点も含めまして、今後は我々、鋭意検討を進めてまいりたいと思っております。本検討会議は来年度も引き続きまた開催をいたしまして、引き続きご指導を賜ることになりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございます。

中林座長

どうもありがとうございました。それでは、最後にその他ですけれども、事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。

小林情報統括担当課長

先ほど、中林先生がおっしゃっていただきましたけれども、もし追加のご意見等おありになる場合には、来週の水曜日中にメールで頂戴できると助かります。その後、ご意見をこういう形で反映させていただくというのを整理いたしまして、先生方にご報告をさせていただいた後、3月下旬に、行政職員に震災復興検討委員会幹事会というものを予定しております、そちらで最終決定をとればと思っております。同じころに、修正を行ったということについてプレス発表もさせていただければと思っております。以上です。

中林座長

ありがとうございました。以上のようなプロセスで進めたいということで、今年度中に一応プレス発表するということですね。それでは、何か発言が委員のほうからなければ、これを持ちまして本日の会議というよりも今年度の復興検討会議の最終回だと思いますが、終了させていただきたいと思えます。熱心にご議論いただきましてありがとうございました。たくさん課題、宿題が残ったんだと思うんですが、それは多分、この審議会というか会議が積極的に発言をしたたまものだと思いますので、ぜひとも今後ともそうした場において皆さんの知見、経験をご発言いただくことが何よりかと思えます。今年度、本当にどうもありがとうございました。座長としてお礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは、以上でよろしいでしょうか。お疲れさまでした。

以上